# 計量法附則第十九条第一項の日を定める政令 （平成五年政令第三百三十号）

計量法（以下「法」という。）附則第十九条第一項の政令で定める日は、次の各号に掲げる特定計量器を製造する者については、当該各号に定める日とする。

###### 一

タクシーメーター

###### 二

皮革面積計

###### 三

密度浮ひょう

###### 四

最大需要電力計

###### 五

電力量計

###### 六

無効電力量計

###### 七

照度計

###### 八

騒音計

###### 九

振動レベル計

###### 十

浮ひょう型比重計

##### ２

法附則第十九条第一項の政令で定める日は、次の各号に掲げる特定計量器を製造する者については、法第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分ごとに、当該各号に掲げる日のいずれか通商産業省令で定めるものとする。

###### 一

質量計

###### 二

温度計

###### 三

体積計

###### 四

アネロイド型圧力計

###### 五

熱量計

###### 六

濃度計

# 附　則

この政令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。